

廿日市市公共交通協議会事務局規程の改正について

1 改正の要旨

事務局長の専決権限の明確化を図るとともに、事務局に担当課長を置く場合の職務権限を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 事務局長の専決事項のうち、物品の購入及び業務委託の契約締結並びに現金出納について、上限額を定める。
- (2) 担当課長は、担当する業務について事務局長と同等の職務権限を行使できるようにする。

3 新旧対照表

改正後	改正前
(職員等) 第3条 事務局長は、廿日市市建設部交通政策課長をもって充てる。 2 担当課長及び事務局員は、廿日市市の職員をもって充てる。 (専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。 _____ _____ (1) 事務局の運営に関すること。 (2) 1件につき300万円未満の物品の購入に関すること。 (3) 1件につき1,500万円未満の業務委託の契約の締結に関すること。 (4) 物品の出納に関すること。 (5) 1件につき1,500万円未満の現金の出納に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。 2 担当課長は、担当する業務について、事務局長と同等の職務権限を行使するものとする。	(職員等) 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、廿日市市建設部交通政策室長をもって充てる。 3 _____事務局員は、廿日市市の職員をもって充てる。 (専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。 (1) 事務局の運営に関すること。 (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。 (3) 物品及び現金の出納に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。 (新設)

4 施行期日

令和4年6月24日

廿日市市公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市公共交通協議会規約第15条の規定に基づき、廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局長は、廿日市市建設部交通政策課長をもって充てる。

2 担当課長及び事務局員は、廿日市市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 1件につき300万円未満の物品の購入に関すること。
 - (3) 1件につき1,500万円未満の業務委託の契約の締結に関すること。
 - (4) 物品の出納に関すること。
 - (5) 1件につき1,500万円未満の現金の出納に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 2 担当課長は、担当する業務について、事務局長と同等の職務権限を行使するものとする。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、廿日市市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

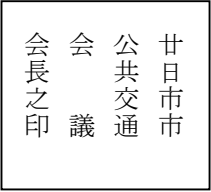
附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月24日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
甘日市市公共交通協議会会長之印		てん書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名をもって 発する文書	1	事務局長